

定例公安委員会開催概要

1 開催日

令和5(2023)年4月12日

2 開催内容

次の議題について、警察本部から説明・報告がなされ、決裁等が行われた。

■全体会議

【公安委員会から】

冒頭、委員から、

「先週、警察学校の入校式に久しぶりに出席した。昨年は2回、卒業式に出席したが、その時と比べ、とても初々しさを感じた。この職業を自分で望み、自分で選んだからこそ、この場にいられる人達であり、その気持ちが伝わってきた。代表の方が声を枯らしながら宣誓していたが、とても思いがこもった宣誓であった。このような若者達が岩手県警に入ってきてくれて非常に頼もしく感じた。3月に多くのキャリアを持った方々を送り出しとても残念な思いでいたが、今度は新しい本当に無垢な状態の方々と相對し、この方々によってこれからの岩手県警が作られていくと思うと、これが組織の命なのだと感じた。

福岡伸一という生物学者がいるが、『命とは動的平衡である』と言っている本がある。常に細胞は、古いものを壊し、新しいものを作りながら命を維持して行く。これは組織にとっても同じことだと思う。外から見れば一見して同じように見えるかもしれないが、中の一人一人、一つ一つの細胞は常に変わりバランスを取りながらその全体の形を作って行く。新しい人達が、新しい価値観や新しい技を持って入ってきて、それを生かしてお互い一人一人の関係性の中で組織の形が作られて行く。外見からは同じように見えるかもしれないが、中は常に前進して行く。若い人達のエネルギーある細胞を大事に育てて欲しい。併せて福岡氏は、『人の身体に痛みが出てきたら、痛いところだけ見ても分からない。全体の関わりの中で、なぜそこが痛いのかという視点が必要だ。』と言っている。全体を見て、何故そのような現象が出てくるのかと総合的に見るようにしないと本当の原因が分からない。組織についても、何か問題が起きた時には、そこだけではなく、全体を見渡しながらその問題を考える。組織の活性化のためには、高所からの見方を大事にし、悪くなったことにいち早く気づくことが大事である。」

旨の発言があった。

【生活安全部議題】

○ 令和5年度特殊詐欺被害防止広報事業に係る企画コンペの開催について

警察本部から、「特殊詐欺防止のため、テレビコマーシャル及びこれと連動した形でポスター、チラシを作成して、広報啓発を行い、県民の特殊詐欺被害防止に関する意識の醸成を図るもの。令和5年度の予算額は1,294万円余であり、事業の具体的内容は、テレビコマーシャルを令和5年6月1日から令和6年2月29日までに合計870回、民放4局で放送する。加えて、ポスター6,000枚、チラシ9万枚を作成して、それぞれ広報活動を行う。

コンペの開催は、令和5年4月13日、審査委員は、警察本部から、委員長として生活安全部参事官兼生活安全企画課長以下3名、部外委員として、岩手大学人文社会科学部で社会心理学を専攻している鈴木護准教授、岩手県県政政策企画部広聴広報課、岩手県立県民生活センター職員の3名の合計6名で審査を行う。

コンペ参加予定は4社で、昨年委託を受けた会社も入っている。今後のスケジュールとしては、委託業者決定後、4月25日を目処にコマーシャルの内容等について打ち合わせ、制作に着手し、5月26日本部長最終確認、5月31日公安委員会報告とする予定。その後6月1日からテレビ放送開始としたい。」旨の報告があった。

《 委員発言 》

「あるテレビニュースで、日本の治安に関するアンケートがあり、約67%の人が悪いと感じているとの結果が出ていた。その理由を問われ、特殊詐欺と答えた者が多かったとのことであり、自分も同様に思いながらこのニュースを聞いていたので、やはり皆が不安に思っているものと感じた。100万円ほどだまされた者のインタビューもあったが、悔しいという気持ちのほか、何故自分が引っかかってしまったのかとずっと自分を責めており、思い出たびに辛いという話をしている姿を見て、これまで詐欺被害にあった方の思いを考えるとあまりなかったと反省した。自分がだまされ、大切にしていた金が戻ってこないこととなり、自分のことを責めている姿を思うと、やはり未然に防ぐことが重要と思うが、このためには広報で手口を周知していくことが一番大事であると感じた。手口を知らないと防ぎようがない。次々と新しい手口が出てくるが、テレビだけではなく、可能な限り、様々な方法で広報活動をしていただきたい。」

【刑事部議題】

○ 専決事務処理状況（令和5年1月～3月）について

警察本部から、「暴力団対策法に基づく責任者講習の令和4年度第4四半期の実施状況について説明する。まず、月別実施状況であるが、第4四半期中の講習実施回数は、合計5回、受講者数は、合計131名が受講した。前年度第4四半期と比較すると、開催回数は2回増、受講者数は62人増となっている。次に業種別受講者数であるが、不当要求防止責任者は、おおむね3年ごとに定期講習を受講する必要があるため、3年周期で、同業種をまとめて講習するように計画を組んでいる。受講率は、案内を出した事業者の約7割が受講しており、年間を通じての傾向としては、業種により受講率にばらつきが見られ、組織的に取り組んでいる企業における受講率は比較的高かったものの、個人営業が多い料飲飲食店等の受講率が低くなった。今後、岩手県暴力団追放推進センターとともに、個人営業の

皆様にも積極的に受講してもらえよう、広報に取り組んでいく。次に年度別受講者総数であるが、令和4年度の年間受講者数は、全25回の講習で、合計662名であった。同じ業種が受講した3年前の令和元年度と比べると、受講者数合計で83名減で、3年前の水準には至らなかった。理由とすれば、新型コロナウイルス対策の影響で、不特定多数の人間が集まって受講することへの警戒感等の影響があったものと思われる。次に、責任者講習における講習項目等であるが、主な講習項目については、第3四半期の報告と同じ内容であるが、昨年12月からは、生活安全企画課の応援を得て、特殊詐欺被害防止広報を講習項目に盛り込んでおり、全体で約3時間程度の講習となっている。令和5年度は、県内各地で合計23回の講習を予定している。引き続き、暴追センターと連携しながら、各事業者に対して、不当要求防止責任者の設置と講習の積極的な受講を働きかけ、暴力団等による不当要求の被害防止に取り組んでいく。」旨の報告があった。

《 委員発言 》

「暴追センターで配布している冊子に反社に対する対応方法が掲載されているものがあるが、反社だけではなく、ストーカー、クレーマー対策でよく使える内容となっている。内容は、相手より多い人数で対応する、録音係、記録係、対応係を用意する、相手のところに行かず、自分のところあるいは公共の場を利用する、対応窓口は一本化する、社長等のトップではなく、役員や部長のような者に対応してもらおう、湯茶等余計なものは出さない、何かあった場合の警察への連絡体制等が掲載されている。責任者講習の時だけではなく、クレーマー関係の警察安全相談があった場合等でも配布するなど、ぜひ活用して欲しい。」

【警備部議題】

○ 専決事務処理状況（令和5年1月～3月）について

警察本部から、「令和5年1月から3月までの間における集会、集団行進及び集団示威運動に関する専決事務処理状況について、集会の届出受理件数は8件と前年同期比で6件減少している。集団行進・集団示威運動の許可申請件数は27件と前年同期比で1件減少している。許可申請を受理し、不許可処分としたものや許可を取り消したものはない。集会の実施件数は8件と前年同期比で2件減少している。集団行進・集団示威運動の実施件数は26件と前年同期比で増減なしである。」旨の報告があった。

■個別会議

○ 県民課

弁明書等の発出についての説明、決裁

○ 運転免許課

免許取消等処分関係に係る意見の聴取結果等の説明、決裁

○ 警備課

警察職員の援助要求についての説明

○ 総務課

公安委員会あて苦情の処理についての説明、決裁